

交通マナーアップ 推進県民運動



令和8年 7月1日(水)~7月31日(金)



思いやりと安全確認で
事故にあわない行動を!

— 徳島県交通安全メインタイトル —

阿波の道 守らなそんそん 交通ルール

徳島県・徳島県交通安全対策協議会

ドライバーをはじめとした県民の交通ルール遵守と交通マナー向上 ～ 交通事故防止とストレスのない交通社会に向けたマナーアップの推進 ～

Check!

推進項目



1 横断歩行者保護等 交通マナーの向上!

- 歩行者や自転車の安全な環境を確保するため、危険の予測をはじめとする「思いやり運転」を心がけましょう。
- 横断歩道や自転車横断帯では、歩行者や自転車が最優先です。歩行者等がいれば確実に一時停止するなど、歩行者等の保護を実践しましょう。



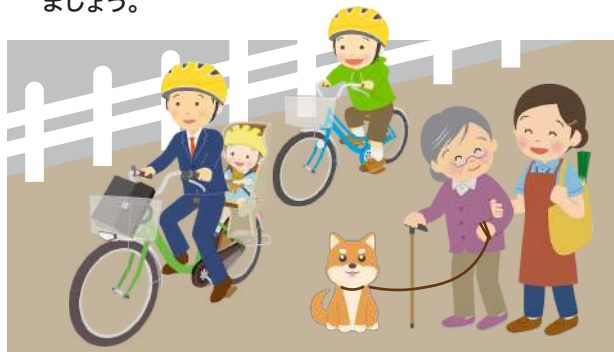
2 全ての座席におけるシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底!

- 車両に乗車する際は、シートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含めたすべての同乗者にも確実にシートベルトを着用させましょう。
- チャイルドシートは、正しい取付けと着用を徹底し、こどもの命を守りましょう。



3 自転車安全利用の促進! ～自転車用ヘルメットの着用促進～

- 自転車は「車両」であることを認識し、安全で適正に利用しましょう。特に、通行できる歩道を走るときは、歩行者優先を心がけましょう。
- 自転車に乗車する際には、自転車用ヘルメットを着用しましょう。



～令和8年4月1日から～ 自転車の交通違反に青切符が導入!

- 16歳以上の者が運転する自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されました。運転中のスマートフォン等使用、遮断踏切立入り、ブレーキのない自転車を運転したとき等重大な事故につながる反則行為のほか、違反時に、警察官の指導警告に従わない場合や交通への危険を生じさせたりした場合も検挙の対象となります。

⚠️ ご注意!

その場で警察官が反則金を徴収することは、**絶対にありません。**



交通事故に関するご相談は…

無料 徳島県交通事故相談所 県庁1階北側

相談の受付 毎日(土・日・祝日・年末年始を除く)
9:00~16:00 TEL:088-621-3200

円満な解決に向けた
専門家によるアドバイス
が受けられます!